**資本金等の額と税務計算**

作成日：平成28年12月2日

作成者：倉重会計　菅野

**1.法人税法**

(1)寄付金

寄付金の損金算入限度額の計算において、資本金等の額により算定される。

|  |
| --- |
| 《損金算入限度額》  ①一般寄付金  　[資本金等の額　×　　×　+　(所得の金額「仮計25」+　支出寄付金額)　×　　]×　　=一般寄付金の損金算入限度額  ②特定公益増進法人等に対する寄付金  [資本金等の額　×　　×　　+(所得の金額+支出寄付金額)　×　　×  ＝特定公益増進法人等に対する寄付金の損金算入限度額 |

**2.地方税法**

(1)事業税外形標準課税の「資本割」

　事業税外形標準課税が適用されるうち、事業税は次の3つに区分される。

　　　　区　　　分　　　　　　　　　　　　課　税　標　準

　　　　所 得 割　　　　　　　　　　　　 所 得 金 額

付加価値割 付加価値額

　　　　資　本　割　　　　　　　　　　　　 資本金等の額

資本割額の計算は、次のとおりである。

|  |
| --- |
| 《資本割額の計算式》  資本金等の額　×　税率　＝　資本割額  ※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度の資本割の超過税額は0.315％(東京都)  ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度の資本割の超過税率は0.525％(東京都) |

(2)住民税均等割の税率算定根拠

　住民税均等割の税額は、資本等の額及び従業者数の区分により、次のとおりに定められている。

①道府県民税(標準税率)

|  |  |
| --- | --- |
| 資本等の額 | 均等割額(年額) |
| 50億円超 | 800,000円 |
| 10億円超50億円以下 | 540,000円 |
| 1億円超10億円以下 | 130,000円 |
| 1千万円超1億円以下 | 50,000円 |
| 1千万円以下 | 20,000円 |

②市町村民税(標準税率)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資本等の額 | 従業員者数 | 均等割額(年額) |
| 50億円超 | 50人超 | 3,000,000円 |
| 50人以下 | 410,000円 |
| 10億円超50億円以下 | 50人超 | 1,750,000円 |
| 50人以下 | 410,000円 |
| 1億円超10億円以下 | 50人超 | 400,000円 |
| 50人以下 | 160,000円 |
| 1千万円超1億円以下 | 50人超 | 150,000円 |
| 50人以下 | 130,000円 |
| 1千万円以下 | 50人超 | 120,000円 |
| 50人以下 | 50,000円 |

※東京都23区は①と②の合計額を一括申告・納付する。

(3)住民税法人税割の超過税率

|  |
| --- |
| 《地方税の3つの税率》  ・標準税率…最低税率(下限)  ・制限税率…最高税率(上限)  ・超過税率…標準を超える税率 |

　①道府県の法人住民税法人税割の超過税率適用法人について、ほとんどの自治体は資本金基準(資本金1億円超)によっている。ただ県によっては資本金等の額基準を採用している県もある。

　②市の法人住民法人税割の超過税率については790市のうち128市が資本金等の額基準を採用している。

**3.法人税法と地方税法の相違**

(1)　自己株式の保有

地方税(事業税及び住民税)の「資本金等の額」は、「法人税法に定める金額」と「資本金及び資本準備金の合算額」とのいずれか大きい額とされている。

平成27年4月1日以後開始する事業年度から自己株式を保有している法人について自己株式分は減算されるため税負担の増加になる。

**【事例】**

・資本金　　　100,000

・資本準備金　 50,000

　(小　計)　　150,000

・自己株式　 △30,000

(差引計)　　120,000

資本金等の額・・・法人税では120,000

　　　　　　　　　地方税では120,000＞150,000　∴150,000

そのため、資本準備金を取り崩しその他資本剰余金に組み入れれば下記のようになり地方税においての税負担は軽減される。

・資本金　　　　　　100,000

・その他資本剰余金　 50,000

・自己株式　　　　 △30,000

(差引計)　　　　　120,000

資本金等の額・・・法人税では120,000

　　　　　　　　　地方税では120,000＞100,000　∴120,000

改正の契機となったのは自己株式の保有で資本金等の額を減らした企業があったためである。

(2)　無償減資又は無償増資を行った場合

　　①無償減資

　　　　資本金減少差益又は資本準備金減少差益を原資として欠損てん補したとしても、法人税法に定める資本金等の額は変わらない。しかし、地方税法では欠損てん補充当額を控除した金額を『資本金等の額』と定めている。

②無償増資

　利益剰余金を資本に組み入れて増資したとしても、法人税法に定める資本金等の額は

変わらない。しかし、地方税法ではその資本組入額を加算した金額を『資本金等の額』

と定めている。

そのため、資本金等の額は法人税法と地方税法で相違が生まれることとなる。